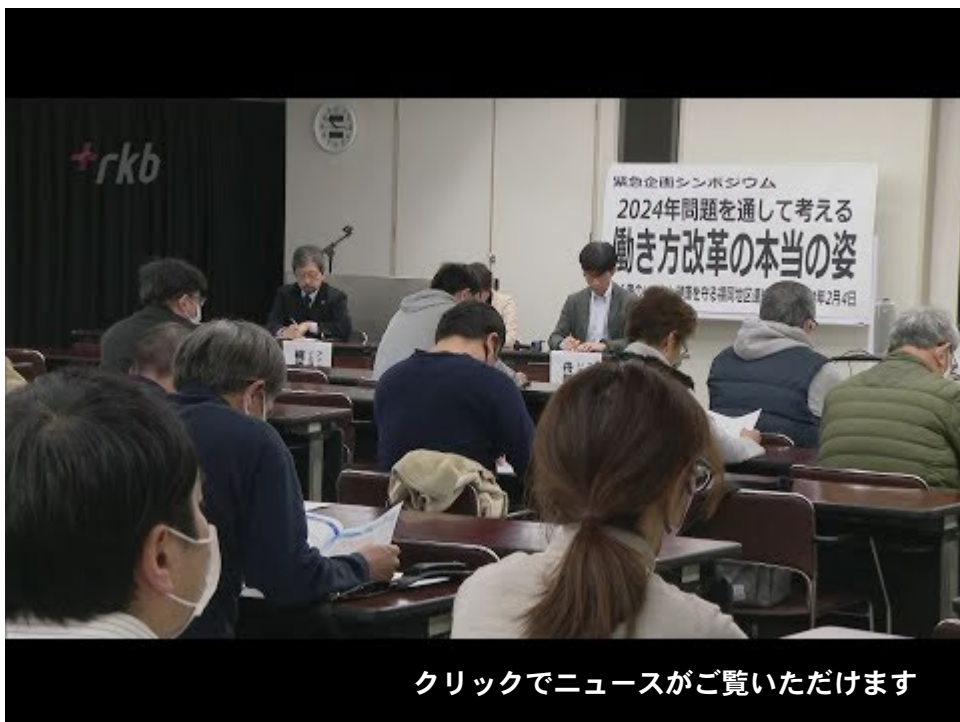


24年問題を働く者の視点で考えるシンポ

福岡市内で開催し、緒方事務局次長がパネリストに



クリックでニュースがご覧いただけます

2月4日(日)福岡市内において2024年問題を働く者の視点で考えるシンポジウムが開催されました。2019年の「働き方改革関連法」において労働時間上限規制が定められましたが、3業種(自動車運転業務・医師業務・建設業務)については業界の慣習や特殊性から適用除外とされ、2024年3月まで猶予期間とされ、あとわずかです。そのことで様々な影響があることが予想され

ており、いわゆる「24年問題」について3業種のそれぞれの労働実態と労働時間の上限規制が適用になることでどのような影響が予想されているのかを各シンポジストが報告しました。

運転者不足が起きるとされる物流の2024年問題では、政府やメディアが宅配便が滞ると言う論調ですが、それに対する政府の対策は的外れです。例えば、宅配の荷物を置き配にすれば、消費者にポイントを付与する事業に45億円も使うのにはあきれまします。24年問題は、低すぎる賃金と運賃をどうするかであって、政府が荷主絶対の商慣習の是正に本腰を入れるべきです。

今回の働き方改革の貨物自動車運送事業法の中には、荷主へ対策も盛り込まれ荷主の配慮義務や荷主勧告制度の強化があります。同時に、標準的な運賃が告示されました。企業側はこの運賃を基に荷主との交渉を進めること。この法律を活かす闘いと大幅な賃上げ、賃下げなしの労働時間短縮を勝ち取ることが24年春闘での大きな課題です。

(全国トラック部会事務局次長 緒方秀樹)

